介護老人保健施設　たらちね　利用料金表　（入 所）

令和８年８月１日改定

介護保険（施設利用）一部負担金
※介護保険負担割合証の負担額が2割の方は、下記負担金の2倍の料金がかかります。

項目			金額〔ユニット型個室〕	単位	金額〔多床室・認知症専門棟〕	単位
基本サービス費	1	要介護１	802円	1日	793円	1日
		要介護２	848円		843円	
		要介護３	913円		908円	
		要介護４	968円		961円	
		要介護５	1018円		1012円	

諸加算								
		外泊時加算	362円	1日	所定基本ｻｰﾋﾞｽに代えて加算（初日及び最終日は除く 1月6日限度）		介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数×97/1000	1月	※所定単位数は〔1〕から〔33〕までにより算定した単位数の合計（介護度と諸加算の加算状況により異なる）
		外泊時、施設在宅サービス利用費用	800円	1日	外泊時、施設の在宅サービスを利用した場合（初日及び最終日は除く）					
	2	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円	1日	(ｲ)介護福祉士が80%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置されている評価	22	ターミナルケア加算（Ⅰ）	72円	1日	死亡日以前31日以上45日以下
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円	1日	介護福祉士が60%以上配置されている評価		ターミナルケア加算（Ⅱ）	160円	1日	死亡日以前4日以上30日以下
		サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6円	1日	介護福祉士が50%以上又は常勤職員が75%以上または勤続7年以上の職員が30%以上		ターミナルケア加算（Ⅲ）	910円	1日	死亡日以前2日または3日
	3	初期加算（Ⅰ）	60円	1日	入所日から30日間（急性期医療機関から退院の場合）		ターミナルケア加算（Ⅳ）	1900円	1日	死亡日
		初期加算（Ⅱ）	30円	1日	入所日から30日間	23	緊急時施設療養費加算	518円	1日	病状が重篤になり、応急的に救命救急治療を実施した場合、3日を限度に加算
	4	夜勤職員配置加算	24円	1日	夜間における手厚い職員配置をしている評価	24	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	140円	1日	多剤投与されている方の処方方針を入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合
	5	認知症ケア加算	76円	1日	認知症専門棟入所の場合		かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	70円	1日	多剤投与されている方の処方方針を施設において薬剤を評価・調整した場合
	6	若年性認知症入所者受入加算	120円	1日	個別の担当者を定めて認知症入所者のケアを行った場合		かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	240円	1日	（Ⅰ）イ又はロを算定しており、服薬情報等を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合
	7	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	1日	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であるため入所した場合に加算（入所日より7日を限度として算定）		かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	100円	1日	（Ⅱ）を算定しており、退所時に内服薬の種類が入所時に比べて1種類以上減少している場合
	8	短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	258円	1日	入所日から3ヶ月以内に集中的にリハビリテーションを行った場合	25	排せつ支援加算（Ⅰ）	10円	1月	排泄に介護を要する方に対し、支援計画を作成し、計画に基づき支援した場合
		短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	200円	1日	入所日から3ヶ月以内に集中的にリハビリテーションを行った場合		排せつ支援加算（Ⅱ）	15円	1月	排泄に介護を要する方に対し、支援計画を作成し、計画に基づき支援した場合
	9	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	240円	1日	所定の専門職員が配置されており、認知症の入所者が入所日から3ヶ月以内に集中的なリハビリテーションを行った場合		排せつ支援加算（Ⅲ）	20円	1月	排泄に介護を要する方に対し、支援計画を作成し、計画に基づき支援した場合
		認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	120円	1日	認知症の入所者が入所日から3ヶ月以内に集中的なリハビリテーションを行った場合	26	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3円	1月	褥瘡発生予防の為、定期的な評価を実施し、計画的に管理する場合
	10	認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150円	1月	認知症の指導に関する専門的な研修を修了した職員が1名以上配置されており、チームケアを行っている場合		褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13円	1月	褥瘡発生予防の為、定期的な評価を実施し、計画的に管理する場合
		認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120円	1月	認知に関する専門的な研修を修了した職員が1名以上配置されており、チームケアを行っている場合	27	所定疾患施設療養費（Ⅰ）	239円	1日	介護老人保健施設で行うことが出来ない専門的な検査が必要な場合には、医療機関と連携する等、手間に応じた評価
	11	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）	53円	1月	計画書を厚生労働省に提出し、必要に応じて見直しを行っていること。		所定疾患施設療養費（Ⅱ）	480円	1日	診断の根拠、診断日、投薬、検査、注射、処置等の記載、実施状況の公表
		リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	33円	1月	計画書を厚生労働省に提出し、必要に応じて見直しを行っていること。	28	入所前後訪問指導加算	450円	1回	退所後を見据えた生活機能の維持向上の為の施設サービス計画を作成し、退所を目的とした診療方針を決定した場合
	12	自立支援促進加算	300円	1月	継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合	29	退所時等支援等加算	400円	1回	試行的退所時指導加算
	13	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40円	1月	利用者ごとの心身の基本的な情報を厚生労働省に提出していること。			500円	1回	退所時情報提供加算（Ⅰ）
		科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60円	1月	利用者ごとの心身の基本的な情報、疾病の状況を厚生労働省に提出していること。			250円	1回	退所時情報提供加算（Ⅱ）
	14	栄養マネジメント強化加算	11円	1日	栄養ケア計画書により管理が行われている場合			600円	1回	入退所前連携加算（Ⅰ）
	15	療養食加算	6円	1食	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合			400円	1回	入退所前連携加算（Ⅱ）
	16	経口移行加算	28円	1日	経口移行・管理対象者（所定の条件に該当した場合）			300円	1回	訪問看護指示加算
	17	経口維持加算（Ⅰ）	400円	1月	経口移行・管理対象者（所定の条件に該当した場合）	30	協力医療機関連携加算	100円	1月	協力医療機関との間で、入所者等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合
		経口維持加算（Ⅱ）	100円	1月	経口移行・管理対象者（所定の条件に該当した場合）			5円	1月	上記以外の場合
	18	口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90円	1月	歯科衛生士が口腔衛生管理を行った場合	31	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10円	1月	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症発生時等の体制確保をしている場合又は一般的な感染症発生時等の対応を取り決めしている場合
		口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110円	1月	歯科衛生士が口腔衛生管理を行った場合		高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5円	1月	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上実地指導を受けている場合
	19	退所時栄養情報連携加算	70円	1回	退所先の医療機関等に対して、栄養管理に関する情報を提供した場合	32	新興感染症等施設療養費	240円	1日	施設内で療養する場合、月1回、連続する5日を限度として算定
	20	再入所時栄養連携加算	200円	1回	医療機関に入院している入所者に対し、再入所時に栄養管理に関する調整を行った場合	33	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100円	1月	（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されている場合に加算
	21	安全対策体制加算	20円	1月	組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。		生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10円	1月	生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っており、見守り機器等を1つ以上導入している場合に加算

施　設　利　用　料

項目		金額〔ユニット型個室〕	金額〔多床室・認知症専門棟〕	単位	
居住費	第１段階	880円	0円	1日	※利用者負担段階に応じて、第1～3段階の ・第1段階 … 市町村民税世帯非課税の老齢年金受給者、生活保護受給者 ・第2段階 … 市町村民税世帯非課税であって、年金収入等の合計が80万円以下の方 ・第3段階① … 市町村民税世帯非課税であって、年金収入等の合計が80万円超120万円以下 ・第3段階②… 市町村民税世帯非課税であって、年金収入等の合計が120万円超 ・第4段階 … 上記以外の方
	第２段階	880円	430円		
	第３段階①	1370円	430円		
	第３段階②	1470円	430円		
	第４段階	2066円	437円		
食　費	第１段階	300円			
	第２段階	390円			
	第３段階①	680円			
	第3段階②	1420円			
	第４段階	1780円			
特別室個室料金		200円		1日	※居住費に別途加算
おやつ代		120円		1日	
理容代		2500円			
美容代（カラー又はパーマ）		5000円			
インフルエンザ等予防接種		実　費			
私物洗濯代		実　費			大ネット550円　小ネット385円
洗濯機		100円		1回	当施設の洗濯機・乾燥機を使用した場合
乾燥機		100円		1回	
診断書等の文書発行料		2500円		1通	
利用料支払証明書		1000円		1通	

※ ご不明な点、ご質問等ございましたら、ご遠慮なく下記までご連絡ください。　介護老人保健施設 たらちね 0185－22－6660（8:30～17:30）

通所リハビリテーション　たらちね　利用料金表

令和8年8月1日改定

介護保険（施設利用）一部負担金
※介護保険負担割合証の負担額が2割の方は、下記負担金の2倍の料金がかかります。

		項　目	金　額	単位	備　考
基本サービス費	〔イ〕	要介護１	715円	１日	
		要介護２	850円		
		要介護３	981円		
		要介護４	1137円		
		要介護５	1290円		
諸加算	〔ロ〕	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円	１回	介護福祉士が70%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置されている評価
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円	１回	介護福祉士が50%以上配置されている評価
	〔ハ〕	リハビリテーション提供体制加算	24円	１回	理学療法士又は作業療法士が1名以上配置されている場合
	〔ニ〕	入浴介助加算（Ⅰ）	40円	１回	入浴に際し、介助を要する場合
		入浴介助加算（Ⅱ）	60円	１回	入浴に際し、適切な人員及び設備を有し、各職種が連携して居宅浴室の環境整備を含めた入浴計画を作成し、入浴介助を行っている場合
	〔ホ〕	リハビリテーションマネジメント加算（イ）１	560円	１月	通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合
		リハビリテーションマネジメント加算（イ）２	240円	１月	通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合
		リハビリテーションマネジメント加算（ロ）１	593円	１月	（イ）1の要件に適合し、利用者毎のリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合
		リハビリテーションマネジメント加算（ロ）２	273円	１月	（イ）2の要件に適合し、利用者毎のリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合
		リハビリテーションマネジメント加算（ハ）１	793円	１月	（ロ）1の要件に適合し、管理栄養士を配置しており、栄養・口腔アセスメントを実施。また口腔健康状態を評価し、課題の把握を行っており、情報提供を行っている場合（6ヶ月以内）
		リハビリテーションマネジメント加算（ハ）２	473円	１月	（ロ）2の要件に適合し、管理栄養士を配置しており、栄養・口腔アセスメントを実施。また口腔健康状態を評価し、課題の把握を行っており、情報提供を行っている場合（6ヶ月超）
		（イ）・（ロ）・（ハ）に加算	270円	１月	リハビリ事業所の医師が利用者・家族へ説明し同意を得た場合
	〔ヘ〕	生活行為向上リハビリテーション実施加算	1250円	１月	生活行為の充実を図るため、リハビリテーション実施計画に基づく指定通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間
	〔ト〕	短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円	１日	退院（所）日または認定日から3月以内
	〔チ〕	認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施加算	240円	１日	退院（所）日または通所開始日から起算して3月以内に集中的なﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝをおこなった場合（1週に2日まで加算）
	〔リ〕	若年性認知症利用者受入加算	60円	１日	認知症利用者に対して個別の担当者を定めて介護ｻｰﾋﾞｽを提供した場合
	〔ヌ〕	重度療養管理加算	100円	１日	要介護3以上で計画的な医学的管理のもと通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝを行った場合に加算
	〔ル〕	中重度ケア体制加算	20円	１日	要介護3以上の方を受け入れる体制がある場合
	〔ヲ〕	栄養アセスメント加算	50円	１月	利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合
	〔ワ〕	栄養改善加算	200円	１日	栄養改善サービスを行った場合（1月に2回まで）
	〔カ〕	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20円	１回	6月ごとに利用者の口腔健康状態及び栄養状態について確認を行い、担当する介護支援専門員に情報を提供している場合
		口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5円	１回	6月ごとに利用者の口腔健康状態又は栄養状態について確認を行い、担当する介護支援専門員に情報を提供している場合
	〔ヨ〕	口腔機能向上加算（Ⅰ）	150円	１日	口腔機能が低下している利用者に対して、口腔機能改善計画に基づき口腔清掃、摂食、嚥下機能に関する指導・実施等を行った場合（月に2回まで）
		口腔機能向上加算（Ⅱ）	160円	１日	（Ⅰ）の要件に適合し、情報を厚生労働省に提出し、活用した場合
	〔タ〕	科学的介護推進体制加算	40円	１月	利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出して、活用している場合
	〔レ〕	移行支援加算	12円	１日	利用者の社会参加を支援した場合
	〔ソ〕	退院時共同指導加算	600円	１回	退院に当たり、医師又は理学療法士等が退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行った後に、初回の通所リハビリを行った場合
		介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数×（111/1000）	１月	※所定単位数は〔イ〕から〔レ〕により算定した単位数の合計 基本ｻｰﾋﾞｽ費の介護度により異なる

施　設　利　用　料

項　目	金　額	単位	備　考
食事代	600円	１食	
おやつ代	120円	１食	
紙おむつ	110円	１枚	
リハビリパンツ	100円	１枚	施設のものを利用した場合
パット	30円	１枚	
診断書等の文書発行料	2500円	１通	
利用料支払証明書	1000円	１通	

※　ご不明な点、ご質問等ございましたら、ご遠慮なく下記までご連絡ください。
介護老人保健施設　たらちね　電話　0185－22－6658　（8:30～17:30）

介護予防通所リハビリテーション　たらちね　利用料金表

令和8年8月1日改定

介護保険（施設利用）一部負担金

※介護保険負担割合証の負担額が2割の方は、下記負担金の2倍の料金がかかります。

項目			金額		単位	備考
基本サービス費	〔イ〕	要支援１	2268円		１月	
		要支援2	4228円			
諸加算	〔ロ〕	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1	88円	１月	介護福祉士が70%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置されている評価
			要支援2	176円		
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援1	72円		介護福祉士が50%以上配置されている評価
			要支援2	144円		
	〔ハ〕	生活行為向上リハビリテーション実施加算	562円		１月	生活行為の充実を図るため、リハビリテーション実施計画に基づく指定通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間
	〔ニ〕	栄養アセスメント加算	50円		１月	利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合
	〔ホ〕	栄養改善加算	200円		１月	低栄養状態等の利用者の栄養状態をアセスメントし栄養マネジメントを行った場合
	〔ヘ〕	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20円		１回	6月ごとに利用者の口腔健康状態及び栄養状態について確認を行い、担当する介護支援専門員に情報を提供している場合
		口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5円		１回	6月ごとに利用者の口腔健康状態又は栄養状態について確認を行い、担当する介護支援専門員に情報を提供している場合
	〔ト〕	口腔機能向上加算（Ⅰ）	150円		１月	口腔機能が低下している利用者に対して、口腔機能改善計画に基づき口腔清掃、摂食、嚥下機能に関する指導・実施等を行った場合(月に2回まで)
		口腔機能向上加算（Ⅱ）	160円		１月	(Ⅰ)の要件に適合し、情報を厚生労働省に提出し、活用した場合
	〔チ〕	科学的介護推進体制加算	40円		１月	利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出して、活用している場合
	〔リ〕	一体的サービス提供加算	480円		１月	1月に2回以上、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを実施している場合
	〔ヌ〕	**長期利用減算**　（但し所定の要件を満たす場合は減算無し）	要支援1	120円	１月	利用開始から12月を超えて、利用する場合に減算
			要支援2	240円		利用開始から12月を超えて、利用する場合に減算
		介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数×(111/1000)		１月	※所定単位数は、〔イ〕から〔ヌ〕までにより算定した単位数の合計

施　設　利　用　料

項目	金額	単位	備考
食事代	600円	１食	
おやつ代	120円	１食	
紙おむつ	110円	１枚	施設のものを利用した場合
リハビリパンツ	100円	１枚	
パット	30円	１枚	
診断書等の文書発行料	2500円	１通	
利用料支払証明書	1000円	１通	

※　ご不明な点、ご質問等ございましたら、ご遠慮なく下記までご連絡ください。

介護老人保健施設　たらちね　電話　0185－22－6658　(8:30～17:30)

介護老人保健施設　たらちね　利用料金表

（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）　令和８年８月１日改定

介護保険（施設利用）一部負担金

※介護保険負担割合証の負担額が2割の方は、下記負担金の2倍の料金がかかります。

項目				金額〔ユニット型個室〕	単位	金額〔多床室・認知症専門棟〕	単位
基本サービス費	イ	要介護１		836円	1日	830円	1日
		要介護２		883円		880円	
		要介護３		948円		944円	
		要介護４		1003円		997円	
		要介護５		1056円		1052円	
		特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（日帰りショート）	3時間以上4時間未満	664円		難病・ガン末期等の利用者に対して日中のみ短期入所療養介護を行った場合	
			4時間以上6時間未満	927円			
			6時間以上8時間未満	1296円			
		介護予防	要支援１	624円	1日	613円	1日
			要支援２	789円		774円	
諸加算	ロ	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		22円	1日	介護福祉士が80%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置されている評価	
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		18円	1日	介護福祉士が60%以上配置されている評価	
		サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		6円	1日	介護福祉士が50%以上又は常勤職員が75%以上又は勤続7年以上の職員が30%以上	
	ハ	夜勤職員配置加算		24円	1日	夜間における手厚い職員配置をしている評価	
	ニ	個別リハビリテーション実施加算		240円	1日	理学療法士等による個別リハビリテーションを行った場合	
	ホ	認知症ケア加算		76円	1日	認知症専門棟入所の場合	
	ヘ	送迎加算		184円	片道	利用者の居宅と施設との間の送迎を行った場合	
	ト	若年性認知症利用者受入加算		120円	1日	個別の担当者を定めて認知症入所者のケアを行った場合	
	チ	緊急短期入所受入加算		90円	1日	利用者の状態や家族等の事情により居宅ｻｰﾋﾞｽ計画に位置づけられてない緊急受入れを行った場合(入所日より7日を限度として算定)	
	リ	総合医学管理加算		275円	1日	治療管理を目的とし、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない場合の利用となった場合(7日を限度)	
	ヌ	認知症行動・心理症状緊急対応加算		200円	1日	認知症行動、心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者の緊急受入を行った場合(入所日より7日を限度として算定)	
	ル	重度療養管理加算		120円	1日	要介護4又は要介護5で計画的な医学的管理を継続して行い、療養上必要な処置を行った場合に加算	
	ヲ	療養食加算		8円	1食	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合	
	ワ	緊急時施設療養加算		518円	1日	病状が重篤になり、応急的に救命救急治療を実施した場合、3日を限度に加算	
	カ	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）		100円	1月	（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されている場合に加算	
	ヨ	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		10円	1月	生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っており、見守り機器等を1つ以上導入している場合に加算	
		介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数×97/1000	1日	※所定単位数は〔イ〕から〔ヨ〕までにより算定した単位数の合計(介護度と諸加算の加算状況により異なる)	

施　設　利　用　料

項目		金額〔ユニット型個室〕	金額〔多床室・認知症専門棟〕	単位	
滞在費	第１段階	880円	0円	1日	※利用者負担段階に応じて、第1～3段階②の方においては上限が設けられます。 ・第1段階・・・市町村民税世帯非課税の老齢年金受給者、生活保護受給者 ・第2段階・・・市町村民税世帯非課税であって、年金収入等の合計が80万円以下の方 ・第3段階①・・・市町村民税世帯非課税であって、年金収入等の合計が80万円超120万円以下 ・第3段階②・・・市町村民税世帯非課税であって、年金収入等の合計が120万円超 ・第4段階・・・上記以外の方
	第２段階	880円	430円		
	第３段階①	1370円	430円		
	第３段階②	1470円	430円		
	第４段階	2066円	437円		
食　費	第１段階	300円			
	第２段階	600円			
	第３段階①	1030円			
	第３段階②	1360円			
	第４段階	1780円 ※朝食 480円・昼食 600円・夕食 700円			
特別室個室料金		200円		1日	
おやつ代		120円		1日	
理容代		2500円			
美容代　（カラー又はパーマ）		5000円			
私物洗濯代		実　費			大ネット550円　小ネット385円
洗濯機		100円		1回	当施設の洗濯機・乾燥機を使用した場合
乾燥機		100円		1回	
診断書等の文書発行料		2500円		1通	
利用料支払証明書		1000円		1通	

※ ご不明な点、ご質問等ございましたらご遠慮なく下記までご連絡下さい。

介護老人保健施設　たらちね
電話：0185-22-6660（8：30～17：30）

訪問リハビリテーション　たらちね　利用料金表　令和８年６月１日作成

介護保険　一部負担金

※介護保険負担割合証の負担額が2割の方は、下記負担金の2倍の料金がかかります。

訪問リハビリテーション

		訪問リハビリテーション費用
（イ）	20分以上	308円
	40分以上	616円
	60分以上	924円

	加算内容	金額	単位
（ロ）	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6円	1日
	勤続7年以上の職員が1名以上在籍している場合		
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3円	1日
	勤続3年以上の職員が1名以上在籍している場合		
（ハ）	短期集中リハビリテーション実施加算	200円	1日
	退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から3ヶ月以内		
（ニ）	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240円	1日
	認知症の方の退院・退所日または訪問開始日から3ヶ月以内		
（ホ）	リハビリテーションマネジメント加算（イ）	180円	1月
	医師がリハビリテーションの目的を加えて、指示を出す場合		
	リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	213円	1月
	リハビリテーション計画の作成に関与したPT・OTが内容を医師に代わって説明する		
	加算（イ）・（ロ）に加算	270円	1月
	リハビリ事業所の医師が利用者・家族へ説明し同意を得た場合		
（ヘ）	移行支援加算	17円	1日
	リハビリテーションを行い、通所介護事業所等へ移行等を支援した場合		
（ト）	退院時共同指導加算	600円	1回
	退院時、医師又は理学療法士・作業療法士がカンファレンスに参加し、指導を行った後に初回の訪問リハビリテーションを行った場合		
（チ）	口腔連携強化加算	50円	1月
	歯科医療機関およびケアマネージャーに、当該評価の結果を情報提供した場合		
	介護職員等処遇改善加算	所定単位数×（15/1000）	1月
	※所定単位数は（イ）から（チ）により算定した単位数の合計		

介護予防訪問リハビリテーション

		訪問リハビリテーション費用
（イ）	20分以上	298円
	40分以上	596円
	60分以上	894円

	加算内容	金額	単位
（ロ）	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6円	1日
	勤続7年以上の職員が1名以上在籍している場合		
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3円	1日
	勤続3年以上の職員が1名以上在籍している場合		
（ハ）	短期集中リハビリテーション実施加算	200円	1日
	退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から3ヶ月以内		
（ニ）	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240円	1日
	認知症の方の退院・退所日または訪問開始日から3ヶ月以内		
（ホ）	口腔連携強化加算	50円	1月
	歯科医療機関およびケアマネージャーに、当該評価の結果を情報提供した場合		
（ヘ）	長期利用減算	30円	1月
	利用開始から12月を超えて、利用する場合に減算　（但し、所定の要件を満たす場合は減算無し）		
	介護職員等処遇改善加算	所定単位数×（15/1000）	1月
	※所定単位数は（イ）から（ヘ）により算定した単位数の合計		

※ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

電話0185-22-6660　たらちね事務局　（8:30～17:30）